○○会計出一般資債同意等額密度」

第九条第一項の表都道府県の項第六号2中「病床及び」を「病床又は」に改め、「属する病床（」の下に「一般病床及び療養病床の双方が前年度前三年度継続して零である場合に限り、」を加え、「地方公営企業に対する繰出金等の調査について」（平成二十三年八月十日付け総財公九十八号、総財営第十三号、総財準第八号。以下この表において「繰出金等について」という。）を「地方公営企業に対する繰出金等の調査について」（平成二十四年八月七日付け総財公第八十九号、総財営第四十五号、総財準第五十五号。以下この表において「繰出金等について」という。）に、「都道府県及び市町村立」を「都道府県立及び市町村立」に改め、同号5中「平成二十三年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十三年四月二十六日付け総財公第四十八号。以下この表において「平成二十三年度繰出基準」という。）を「平成二十四年度の地方公営企業繰出金について」（平成二十四年四月十三日付け総財公第四十号。以下この表において「平成二十四年度繰出基準」という。）」に、「及び平成二十三年度繰出基準」を「及び平成二十四年度繰出基準」に改め、同号6を次のように改める。

6　平成十五年度から平成二十四年度までの各年度分の都道府県立病院事業債同意等額は、平成二十四年度繰出基準に該当するもののうち医療法第一条の五第一項に規定する病院及び同条第二項に規定する診療所の建設又は改良に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（電気事業者によるエネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成二十三年法律第百八号）第二条第三項に規定するエネルギー発電設備（以下「再生可能エネルギー発電設備」という。）の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額（平成二十四年度までの各年度分の額の合計額が零である場合にあつては、二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）及び平成二十四年度繰出基準の第七の十の各年度に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額（平成二十四年度までの各年度分の額の合計額が零である場合にあつては、二分の一）を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）の合算額（千円未満の端数があるときは、これを四捨五入する。）

第九条第一項の表都道府県の項第六号8中「平成二十三年度まで」を「平成二十四年度まで」に、「及び大学の用に供する研究・研修部門」を「、大学の用に供する研究・研修部門及び再生可能エネルギー発電設備の設置」に改め、同号9中「病院事業一般会計出資債同意等額」を「都道府県病院事業一般会計出資債同意等額」に、「平成二十三年度繰出基準」を「平成二十四年度繰出基準」に、「平成二十四年度までの各年度においても同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）の額」に改め、同号11中「救急告示等病床数」を「救急告示等病床数」に改め、「病床の数」の下に「又は「繰出金等について」の「7．救命救急センターに関する調」の表頭「病床数」の数」を加え、「の救急告示等病床数」に改め、同号16中「平成十一年度から平成二十三年度までの各年度分」を「平成十一年度から平成二十四年度までの各年度分」に、「上水道一般会計出資債同意等額」を「都道府県上水道一般会計出資債同意等額」に、「平成十一年度から平成二十三年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債」を「平成十一年度から平成二十四年度までの各年度に発行について同意又は許可を得た地方債（再生可能エネルギー発電設備の設置に係る経費に充てるため発行について同意又は許可を得た地方債を除く。）」に改め、同号17中「0.784」を「0.768」に、「0.631」を「0.612」に、「1.73」を「1.74」に、「9.265」を「9.305」に、「7.452」を「7.422」に、「0.159」を「0.162」に、「平成22年度国民健康保険療養給付費等負担金等の事業実績報告について」（平成24年5月21日付け保国発第0521第1号。以下この条において「平成22年度事業実績報告」という。）」を「平成23年度国民健康保険療養給付費等負担金等実績額調書」に、「平成22年度療養給付費等負担金」を「平成23年度療養給付費等負担金」に、「「7．退職被保険者等に係る額」」を「「6．退職被保険者等に係る額」」に、「「8．前期高齢者に係る額」」を「「7．前期高齢者に係る額」」に、「調整対象基準額［60］」を「調整対象基準額［57］」に、「「8．前期高齢者に係る額②前期高齢者納付金内訳」のうち「合計［68］欄の数値から「8．前期高齢者に係る額①前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［65］欄の数値を控除した数値」を「7．前期高齢者に係る額①前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［65］欄の数値から「7．前期高齢者に係る額①前期高齢者交付金内訳」のうち「合計［62］欄の数値を控除した数値」に、「「負担金の基礎となる額」「合計［22］欄の数値」を「「負担金の基礎となる額」「合計［22］欄の数値及び「2．負担金内訳（5）病床転換支援金にかかる分」のうち「負担金の基礎となる額」「合計［30］欄の数値」を削り、「1.06599742」を「1.06587498」に改め、同項第七号1算式中「3.598」を「3.631」に、「14.456」を「13.222」に改め、同項第八号3算式中「0.0303」を「0.0302」に、「0.0084」を「0.0086」に、「17.2370」を「17.6440」に改め、同号7算式中「0.0199」を「0.0231」に、「0.0127」を「0.0147」に、「0.0018」を「0.0021」に改め、同項第九号1中「四九・一五九」を「四九・四七九」に、「二一三・一一九」を「二一三・五」に、「二一五八・七」を「二一六〇・四」に改め、同表市町村の項第1号算式中「713」を「711」に改め、同項第二号1算式を次のように改める。